

## 育まち自治会個人情報取扱規則

### 《目的》

第1条 この規則は育まち自治会（以下「本会」という。）が取り扱う個人情報について、適正な運用を目的として定める。

### 《責務》

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努める。

### 《周知》

第3条 本会は、本規則を制定時及び改定時において文書にて本会会員に周知し、ホームページに掲示する。

### 《個人情報の管理者・取扱者》

第4条 本会における個人情報の管理責任者は本会会長とし、本会にて承認した選任役員が個人情報を管理し、取り扱うものとする。

### 《秘密保持義務》

第5条 個人情報の管理者・取扱者は本会の活動上知ることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない。また、その役務を退いた後も同等とする。

### 《個人情報の取得》

第6条 本会で取り扱う個人情報は利用目的を明示し、本人の同意を得て取得する。

- 2 要援護者の支援等のため、個人情報保護法に規定する障害や病歴、緊急連絡先などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得る。
- 3 本会が本会会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）・住所・性別・電話番号とする。また本会役員時はメールアドレスとする。

### 《利用目的》

第7条 本会が保有する個人情報は、下記に掲げる活動等に際し利用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 会員名簿の作成および本会の区域図の作成
- (3) 災害等の緊急時における支援活動
- (4) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

### 《目的外利用の禁止》

第8条 本会が取得した個人情報は前項の目的以外の利用をしてはならない。

### 《管理》

第9条 取得した個人情報は会長または選任役員が指定された場所に、情報漏えい無き様厳重に保管し、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ遅滞なく復元不可能な状態で廃棄する。

《監査》

第10条 本会役員から個人情報の管理者・取扱者を除く選任された2名以上により、個人情報の管理・利用が正しく運営されているか、監査を基本年1回行う。

《提供》

第11条 当会が取得した個人情報は、下記の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供してはならない。

- (1) 本会会員本人から個人情報の利用目的を伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため本会が必要と認めた場合
- (4) 公衆衛生の向上、又は児童の健全育成の推進に必要と本会が認めた場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合

《第三者提供に係る記録の作成》

第12条 個人情報取扱者は、個人情報を第三者（埼玉県・吉川市を除く）に提供したときは、その記録を作成し、5年保存します。

《第三者提供を受ける際の確認等》

第13条 個人情報取扱者は、第三者（埼玉県・吉川市を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、個人情報保護法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

《開示》

第14条 本会会員は、前第6条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し、開示を請求することができる。

- 2 個人情報管理者は、当会会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があった時、個人情報保護法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

《個人情報の訂正等》

第15条 当会会員は前第6条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は訂正が必要と認めた場合、遅滞なく該当する本人の個人情報の訂正を行う。

《漏えい発生時の対応》

第16条 個人情報取扱者は、個人情報が漏えい、滅失、き損等の事案の発生またはその兆候を把握した場合は、個人情報管理者に連絡する。個人情報管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

《収集した個人情報の廃棄》

第17条 収集した個人情報（委任状・申し込み書等）の廃棄は、収集後1年半とし、その方法は裁断、溶解とする。また、廃棄を実施した場合、廃棄した日時、廃棄方法、件数を自治会役員会に報告し、その記録を議事録に記載する。

《開示請求及び苦情相談窓口》

第18条 当会における開示請求及び苦情相談窓口は、当会役員会とします。

【窓口】育まち自治会（役員会）

郵便番号 342-0038 吉川市美南1丁目23番地 IKUMACHI クラブハウス

制定2018年12月22日

改定2020年 5月20日